

令和 7 年 2 月 1 2 日

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

- 1 入札参加停止業者
株式会社KANSOテクノス
大阪府大阪市中心区安土町一丁目 3 番 5 号
- 2 入札参加停止の期間
令和 7 年 2 月 1 2 日から令和 7 年 5 月 1 1 日まで（3 か月）
- 3 入札参加停止の理由
長浜市入札参加停止基準要綱第 3 条・別表第 2 第 9 号（3）イに該当
（建設業法違反行為）

令和 7 年 2 月 4 日付けで、国土交通省近畿地方整備局が株式会社KANSOテクノス
に対して、建設業法に基づく 2 2 日間の営業停止命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第 2

措置要件	期間（か月）
（建設業法違反行為）	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
（1） 市発注の工事等において、建設業法に違反し、下記のアからエまでに該当したとき。	
（略）	
（3） 9（1）以外の場合で、有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3
<u>イ 建設業法に違反し、監督官庁から 1 5 日以上営業停止処分を受けたとき。</u>	<u>3</u>
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から 1 5 日未満の営業停止処分を受けたとき。	2
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1